

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

## 準備書面(10)

2025年12月1日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

### 被告訴訟代理人

|     |     |    |
|-----|-----|----|
| 弁護士 | 小林亮 | 淳代 |
| 同   | 長澤  | 彰代 |
| 同   | 加藤健 | 次代 |
| 同   | 尾林芳 | 匡代 |
| 同   | 山田大 | 輔代 |

### はじめに

本準備書面では、名誉毀損についての原告の主張（第9準備書面他）に対し反論するものである。

### 第1 言論の応酬の法理に照らして、被告の各記事は名誉毀損の違法性を欠くこと

#### 1 「言論の応酬の法理」についてのこの間の論争のまとめ

原告は、①1963（昭和38）年最三小判決は「言論の応酬」などという概念はひと言も述べていないのであり、②これを「言論の応酬」に関する判例だとするのは被告の独自の見解である、と主張した（第5準備書面・2頁）。

そこで被告は、①同判決には「言論の応酬」との記載があること、②原告代理人佃弁護士もその著作において「第4章 言論の応酬の場合の免責の法理 第2節 判例」という1節を設け、「この点（応酬的言論に免責の余地がないか）について、明確に判示したのが、最3小判1963（昭和38）年4月16日である。」と述べ、同判決を「言論の応酬」に関する判例として紹介していることを指摘した。

以上により、原告の主張の誤りはすでに明白といえる。

原告は第9準備書面で、①そもそもここでの問題は、1963（昭和38）年最判に「言論の応酬」という文字があるかどうかではない、と主張する（2頁）。しかし、「一言も述べていない」などと主張して「文字があるかどうか」にこだわったのは、他でもない原告自身である。

また原告は、②1963（昭和38）年最判は、「言論の応酬」があつた場合に関する判例ではないとの主張を繰り返しているが（2頁）、原告代理人の著作の記述が、原告の主張の誤りを明らかにしてくれているのであるから、これ以上の反論は不要であろう。

最高裁は、言論の応酬の場合には、自己の正当な利益を擁護するためやむをえず他人の名誉・信用を毀損する言動であっても、「その方法、内容において適當と認められる限度をこえないかぎり違法性を欠く」と判示しているのである。

## 2 政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を守ることは、自己の正当な利益にあたること

被告は、

- ・原告の被告に対する批判が、被告の綱領と規約の根本を否定する内容（日米安保条約堅持・自衛隊合憲を党の基本政策とせよ、党首公選制を実施せよ）であること（準備書面（2）29～30頁）。
- ・原告による批判の内容は、激烈かつ継続的なものであり（8頁①～⑦）。

被告の社会的評価を低下させる要素をも多数含んでおり（8頁中段～9頁3行目）、本来であれば原告を名誉毀損で訴えることも可能であったこと（被告準備書面（5）8頁以下）。

・しかし、被告は原告を名誉毀損で訴えるのではなく、原告に対する批判的言論によって、低下した社会的評価を回復する措置を講じたことを示した上で、こうした批判と反論はまさに「言論の応酬」にあたるというべきであること、被告の原告に対する反論は、被告の綱領の内容を堅持し、規約の内容及び規約に基づく運営を守るという「自己の正当な利益」のためのものであることを主張した。

これに対して原告は、そのようなものは「自己の正当な利益」にあたらないと繰り返し主張するものの（原告第5準備書面3頁、第9準備書面3頁）、ではなにゆえ「あたらない」のかについての具体的な主張は何ら示していない。

原告の主張に対し被告の反論がなかった（原告第9準備書面3頁）のではなく、被告の具体的な主張に対し、原告からの具体的な反論がなく、単に「当たらない」との主張を抽象的に繰り返しているだけである。主張に具体性がないのは被告ではなく原告であり、被告としては特段主張・反論を追加する必要を感じない。

### 3 「人格非難」「人格攻撃」との主張に根拠がないこと

なお、原告は、被告の記事（甲6の2、3、5）の一部を引用しつつ、被告が原告の「人格非難」「人格攻撃」をしているから、「反論の応酬の域を超えない」表現とはいえないと主張する（原告第9準備書面4頁（三））。

しかし、「攻撃」と「かく乱」、「善意の改革者を装って」との記載は、原告の言動（日米安保条約の堅持・自衛隊合憲を基本政策とせよ、党首公選制を実施せよ等）を被告がどう受け止め評価したかを述べているの

であり、何ら被告の人格を攻撃してはいない。

また、「かく乱を企図」「善意のかけらもない」との記載も、原告の言動に照らし、その目的・意図を推測し批判し、評価しているにとどまり、何ら人格攻撃にはあたらない。

さらに、「党大会かく乱策動」「卑劣なやり方」等の記載も、あくまで原告の行動（「策動」「やり方」）が批判の対象であり、原告の人格非難・人格攻撃にあたらないことは明らかである。

原告の主張によれば、論争相手の言動やそこから推測される意図・目的を批判する表現の殆どが「人格非難」「人格攻撃」にあたりかねないことになるが、その不当性は明白であろう。

## 第2 政治的反論であることから社会的評価の低下自体が認められず、名誉毀損にあたらないこと

### 1 被告の主張の概要

被告は、準備書面（4）において、政治的反論については「社会的評価の低下」がないと認められる場合があることを、裁判例を引いて示した（「第1」「3」5～8頁）。

その上で、①原告が被告の政党存在の核心部分（「民主集中制」「日米安保条約の廃棄」「自衛隊違憲論」）に対し、激烈な批判的言論を展開したこと、②被告が批判的言論によって低下した社会的評価を回復する措置を講じたこと、③原告がその後も被告に対する批判的言論を繰り返していること、を指摘して、被告の言論は原告の被告批判に対する反論であり名誉毀損は成立しないことを明らかにした（「第1」「4」8～12頁）。

### 2 「反論」とは呼べないという原告の主張に根拠がないこと

これに対し原告は、被告が準備書面（4）「第1」「4」で列挙した原告

の言論①～⑦を a～j に組み直し、それぞれにつき原告が勝手に想定する反論を提示し、被告はそのような反論を展開していないから「反論」とは呼べない、人格非難をしているだけだ、などと論難する(7～9頁)。

しかし、日米安保条約の廃棄、違憲の自衛隊の解消、党首公選制は党規約と相容れないことは綱領や規約、大会決定によって被告が確立し対外的に明らかにしている方針である。しかるに、原告は被告の党員として(あるいは、党の除名は不当と主張しつつ)マスコミ、出版等々の外部手段を使って「日米安保条約の堅持」「自衛隊合憲」「党首公選制」を主張し続けたのである。これに対して被告が、原告の言動の全体が被告に対する「攻撃」「かく乱」だと本質的な批判をするのは、当然のことである。

原告が議論したがっている個々の主張(安保容認、自衛隊合憲等)に被告がいちいち付きあわないと理由で、「反論」とは呼べないと論難するのはお門違いといわざるを得ない。政党たる被告の綱領や基本政策に反する批判的言動を続けることの適否こそ政治的争点であり、その見地から、被告は原告に対する本質的な反論を示したのである。

### 第3 原告第5準備書面「第二」(11頁以下)について

#### 1 原告の主張する摘示事実を前提に真実(相当)性の抗弁を主張する必要はない

原告は、真実(相当)性が問題となるのは、原告が主張する摘示事実であって、被告は真実(相当)性の主張の対象を誤っている、「勝手に列挙した」事実についての真実性を主張するのは的外れだ、と主張する。

しかし、最3小判平成9年9月9日は、真実性・真実相当性の法理につき、「摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、右行為には違法性がな(い)」として、真実性・真

実相当性の証明は「重要な部分」についてなされれば足りるとしている。

摘要事実につき細大漏らさず真実性の負担を課すると、反対に言論の委縮につながりかねない。公共的な言論の自由は可及的に保障されなければならないからである。

そして、「重要な部分」（裁判例によっては「主要な部分」と表現されることもある）かどうかの判断は、当該記事の前文、本文の内容のほか、見出しのレイアウトとその内容、写真の取扱い等を総合的に勘案し、これを一般読者が普通の注意と読み方で読んだ場合の印象を基準とすべきである（大阪高判昭和61年11月14日他）。

原告が「重要な部分」だと主張したものが、そのまま「重要な部分」（主要な部分）として認められるのではない。何が「重要な部分」（主要な部分）であるかは、一般的な読者を念頭におきつつ裁判所が判断することである。

被告は、準備書面（4）において、原告が名誉毀損を主張している各記事（甲6の2、3、5）の本文の内容、見出しの内容、レイアウト等を総合的に検討した上で、一般の読者がどう読むかを念頭に、記事の主要な部分を整理・特定した上で（「第2」の「1」の「(1)」、「2」の「(1)」、「3」の「(1)」）、公共利害性、公益目的性、真実性を主張立証している。「勝手に列挙した」事実についての真実性を主張するのは的外れだという原告の非難こそ、的外れである。

## 2 被告による真実性の主張の対象設定は、一般読者に読み方に沿う常識的なものであること

原告が第9準備書面で再度強調している「原告の主張する摘要事実」は、「分派づくりの動機・目的に基づいているとの事実」「かく乱させるという動機・目的に基づいているとの事実」「党大会を混乱させること自体を目的としているとの事実」等である。原告の「動機・目的」こそ、

真実性の証明の対象とすべき、本件各記事の「重要な部分」（あるいは「主要な部分」）だと原告は言いたいのである。

しかし、一般の読者が本件各記事を読んだ時に、原告の諸々の「動機・目的」が、本件各記事の摘示する事実の「重要な部分」であるとの印象を抱くことはあり得ない。なぜなら、いずれの記事も原告の言動・行動の指摘とそれへの被告の批判的評価が「重要な部分」をなしていることは、各記事の本文や、冒頭見出しや中見出しを見れば明白だからである。

以下では、念のため、各記事の見出しを確認しておく。

#### (1) 甲 6 の 2

冒頭見出し 党攻撃とかく乱の宣言－松竹伸幸氏の言動について－

中見出し 問題は規約と綱領への攻撃を開始したことがある

中見出し 分派活動について一切の弁明ができず

中見出し 党内に自らの同調者をつのると言い放つ

#### (2) 甲 6 の 3

冒頭見出し 党かく乱者であることを告白

#### (3) 甲 6 の 5

冒頭見出し 除名処分された人物による党大会かく乱策動について

中見出し “本心を隠して党大会代議員になれ”と同調者をつのる

中見出し 党外から規約を破壊し、民主的討論を二心的な議論に置き換  
えようという卑劣なやり方

中見出し ご都合主義というほかない態度

### 3 まとめ

このように、いずれの見出しも、原告の言動あるいはそれへの被告の批判が内容となっている。被告は公党として、批判者への反論・反撃は常に事実から出発することを心がけており、批判者への具体的な言動への批判に替えて、その人格を攻撃するようなことはしない。そのことは

各記事を見れば明白である。

一般的な読者は、各記事中に触れられた事実（原告の言動）とそれへの被告の批判的意見を当該記事の「重要な部分」（あるいは「主要な部分」）として素直に受け取るはずであって、原告が主張するような「動機・目的」に偏執した読み方はしない。

以上